

ニホンイシガメの輸出に係る助言に関する意見の募集について

○募集期間

平成 27 年 10 月 29 日（木）～ 平成 27 年 11 月 11 日（水）（必着）

宛先：環境省自然環境局野生生物課 御中

氏名：認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 鈴木希理恵

住所：東京都武蔵野市境 1-11-19 モウト APT102

電話番号：0422-54-4885

意見：

<意見内容>

種の存続を脅かす過剰な利用の防止のための規制に賛成。

飼育繁殖個体の輸出については、虚偽申請防止のため、動物愛護管理法による第一種動物取扱業者の規制だけでなく、飼育繁殖個体を識別するしくみの確立が必要である。

<理由>

規制に賛成の理由：添付資料でも示されているように輸出数だけでも急激な過剰利用が明らかになったため。

虚偽申請防止の必要性の理由：2007年9月13日からワシントン条約附属書Iが適用されたスローロリス類の場合、2014年のある展示即売会で18頭のスローロリスが販売され、その全てに2007年9月13日以前に取得と記載された登録票がついていた。その中には2007年以降に生まれたと疑われる若くみえる個体が2頭、密輸が疑われる犬歯が切られた個体（生息国では噛みつきによるけがの防止のため犬歯を切る）が1頭いた。

ニホンイシガメの飼育繁殖個体の輸出を許可するならば、まず虚偽申請に対する対策を確立すべきである。とくに個人でも飼育繁殖が可能なペット動物に対し、附属書I掲載動物も含めて、飼育繁殖個体を利用した違法行為を防止する必要があると考える。

2015年11月11日提出